

規則（訓令）名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>奈良県立高等学校における学科の設置及び廃止のため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 学科の改編による学科の廃止及び設置</p> <p>(1) 奈良県立奈良朱雀高等学校の全日制の課程の国際ビジネス科を廃止し、観光ビジネス科を設置する。</p> <p>(2) 奈良県立山辺高等学校の全日制の課程の総合科を廃止し、普通科及び生物科学科を設置する。</p> <p>(3) 奈良県立奈良情報商業高等学校の国際流通ビジネス科を廃止し、流通ビジネス科を設置する。</p> <p>(4) 奈良県立高取国際高等学校の国際文化科を廃止し、普通科を設置する。</p> <p>(5) 奈良県立王寺工業高等学校の電子機械工学科、総合電気工学科、情報電子工学科を廃止し、機械工学科、電気工学科及び電子制御工学科を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(別表第一関係)</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(2) 所要の経過規定を置く。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>